

農業経営負担軽減支援資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第6号

農業経営負担軽減支援資金利子補給規則の一部を改正する規則

農業経営負担軽減支援資金利子補給規則（平成7年岩手県規則第100号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(利子補給金の額)</p> <p>第5条 前条の規定による契約に基づいて県が利子補給をする額は、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間における農業経営負担軽減支援資金につき、<u>別に定める利子補給率により算出した融資平均残高</u>（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和を年間の日数で除して得た金額とする。）に対し、<u>当該利子補給率の割合</u>で計算した金額の合計額とする。この場合において、1月1日から6月30日までを計算期間とする場合の年間の日数は、^{じゅん}閏年の日を含む場合においても365日とする。</p> <p>(利子補給の承認申請)</p> <p>第6条 融資機関は、貸し付ける資金に係る利子補給を受けようとするときは、当該貸付けについて、あらかじめ農業経営負担軽減支援資金利子補給承認申請書（<u>様式第1号</u>）を所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(利子補給の承認)</p> <p>第7条 局長は、前条に規定する申請書の提出を受けた場合は、当該書類を審査し、その貸付けについて利子補給をすることが適当と認めるときは、農業経営負担軽減支援資金利子補給承認書（<u>様式第2号</u>）により利子補給の承認を行うものとする。</p>	<p>(利子補給金の額)</p> <p>第5条 前条の規定による契約に基づいて県が利子補給をする額は、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間における農業経営負担軽減支援資金につき算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和を年間の日数で除して得た金額とする。）に対し、<u>別に定める利子補給率の割合</u>で計算した金額の合計額とする。この場合において、1月1日から6月30日までを計算期間とする場合の年間の日数は、^{じゅん}閏年の日を含む場合においても365日とする。</p> <p>(利子補給の承認申請)</p> <p>第6条 融資機関は、貸し付ける資金に係る利子補給を受けようとするときは、当該貸付けについて、あらかじめ<u>別に定める様式による</u>農業経営負担軽減支援資金利子補給承認申請書を所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(利子補給の承認)</p> <p>第7条 局長は、前条に規定する申請書の提出を受けた場合は、当該書類を審査し、その貸付けについて利子補給をすることが適当と認めるときは、<u>別に定める様式による</u>農業経営負担軽減支援資金利子補給承認書により利子補給の承認を行うものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

様式第1号及び様式第2号を削る。

附 則

- この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の農業経営負担軽減支援資金利子補給規則に規定する別に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出し、又は交付する申請書又は承認書について適用し、同日前に提出し、又は交付した申請書又は承認書については、なお従前の例による。